|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 事業概要 | 三津浜地区に開業を希望する意欲ある出店者を対象に、改修した物件をテナントブースとして貸し出し、三津浜地区に新たなにぎわいを創出する。 |
| 2 | 対象となる  事業者 | 三津浜地区への出店に意欲のある個人・グループ等  （すでに起業されている方も対象となります。） |
| 3 | 対象業種 | 区画C：飲食店以外の店舗 |
| 4 | 募集数 | １事業者 |
| 5 | 募集要件 | (１)三津浜地区で開業する意思があること。  (２)三津浜地区のまちづくりに対する理解や、参加・貢献する意思があること。  (３)三津浜地区の歴史や文化に興味があること。  (４)出店者自身が事業を継続的に管理できる意思、能力、資金を保持していること。  (５)衛生的かつ安全に事業を行うこと。  (６)近隣店舗や地域住民と協力的かつ協調性をもって事業を行うこと。  (７)特徴のある商品・サービスを提供する店舗であること。  　　（極力、近隣店舗との業種重複がないことが望ましい。）  (８)国税、県税及び市税等の滞納がないこと。  (９)開業するにあたっては関係法令を遵守すること。  (10)共用部分の清掃など物件の維持管理に協力すること。  (11)物件全体を使ってイベント・キャンペーン等を行う際は協力すること。  (12)出店者が取り扱う商品・サービスが違法でないこと。  (13)町内会に加入すること。  (14)以下の項目に該当しないこと。  〇暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属する。  〇反社会的勢力が経営に実質的に関与している。  〇反社会的勢力を利用している。  〇反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている。  〇反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。  〇応募にあたって、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、  または脅迫的言辞を行う。 |
| 6 | 店舗の場所 | 松山市梅田町４－５５（三津浜小学校付近）  ※改修後の店舗の間取り等イメージは別記参考のとおり。 |
| 7 | 出店期間 | 契約日から２ヶ年間出店可。（再契約あり。） |
| 8 | 出店者の  経費負担 | 【家賃負担】  　家賃として、次の額を出店者が負担する。（税込み）  区画C：２３，０００円  　※また、上記の家賃に加え、２，０００円／1事業者の共益費を負担する。  【光熱水費・消耗品費】  出店者が賃借する対象区画にかかる費用について、全額負担する。  【備品購入費】  本物件の施設備品以外は出店者が負担する。  【広告宣伝・販促費】  出店者自身の事業にかかる広告宣伝費用は出店者が負担する。  【その他】  出店者の行う事業以外の費用（施設管理費、清掃等）については、三津ハマルの担当者と相談のうえ決定する。 |
| 9 | 申込期間 | 【区画C】  令和５年６月１日（木）から令和６年１月３１日（水）必着 |
| 10 | 申込方法 | 下記申込先へ出店申込書と応募書類等を直接提出する。  （その際、出店希望者へ今後の進め方を説明する。） |
| 11 | 申込先 | 三津浜にぎわい創出事務所　三津ハマル  ○住　　所　松山市住吉２丁目２－２０（旧濱田医院内）  ○定 休 日　毎週水・木曜日  ○営業時間　１０：００～１７：００ |
| 12 | 選考方法 | 応募書類による書類審査⇒通過者に対する面談にて決定。  （面談：応募書類提出後、２週間を目処に実施予定。ただし、現在の出店者が応募する場合は、面談を省略する場合がある。） |
| 13 | その他  (留意事項) | 原則として週２日以上、かつ、1日あたり６時間以上の営業を行うこと。  休業日は極力、土・日曜日を避けて設定すること。 |
| 14 | 問合せ先 | 三津浜地区にぎわい創出実行委員会事務局  （松山市役所まちづくり推進課）  ＴＥＬ：０８９－９４８－６９４２  ＦＡＸ：０８９－９３４－１８２１  E-mail：mitsu@city.matsuyama.ehime.jp |

【別記参考】

〇物件　間取り図



〇物件　写真

外観

　　

内装

C区画

